

(別紙)

船舶設備規程等の一部改正について

平成 16 年 12 月
海事局安全基準課

1 改正の背景

2003年5月に開催された国際海事機関(IMO)の第77回海上安全委員会において、海上人命安全条約(SOLAS条約)附属書第 章の改正案が採択され2006年7月1日から発効すること、全世界的な海上遭難安全システム(GMDSS)の機器の性能基準の改正案が採択され2005年7月1日から適用されることがそれぞれ決まりました。これを国内法に取り入れるため、今般、船舶安全法関連省令等を改正することとします。

条約等の改正の概要は次のとおりです。

- (1) 船舶の設計作業の適切化を図るため、船橋視界の要件が変更されました。
- (2) ノルウェー沿岸での事故時の退船の際に、無線電話装置のクリップが外れ海中に落とす事例があったことから、持運び式双方向無線電話装置の性能基準が改正されました。
- (3) NAVTEX 受信機の利便性を向上させることとされ、NAVTEX の性能基準が改正されました。

2 改正の内容

- (1) 船舶設備規程(昭和9年逓信省令第6号)、船舶安全法施行規則(昭和38年運輸省令第41号)及び船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年運輸省告示第337号)の改正

確保すべき船橋視界の距離が「船の長さの2倍」等とされており、その「長さ」の定義を、「満載喫水線規則第4条の船の長さ」から、基本設計段階で確定される「船舶の全長」に変更することを予定しています。

適用対象船舶が「長さ45m以上の船舶」とされていますが、上記の定義変更により船舶の「長さ」が長くなることから、適用対象船舶が拡大されないように「長さ55m以上の船舶」に変更することを予定しています。

- (2) 船舶救命設備規則(昭和40年運輸省令第36号)の改正

持運び式双方向無線電話装置について、リストまたはネック・ストラップ(ネック・ストラップにはウィークリンクが必須)の備付けを義務づけることを予定しています。

(3) 航海用具の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第512号)の改正

NAVTEX 受信機における受信情報のアウトプットについて、現在は印刷装置のみ認められているところですが、新たに表示装置も認めることを予定しています。

3 今後のスケジュール(予定)

公 布 : 平成17年2月

施 行 : 平成17年7月1日(2.(2)(3)の改正)

平成18年7月1日(2.(1)の改正)